

茂原市まちづくり条例策定協議会 第9回会議 概要

開催日時	平成26年9月25日(木) 13時～
開催場所	茂原市役所市民室
出席者	協議会委員18名(うち2名所用のため欠席) 事務局(鶴岡企画政策課長、平井企画政策課長補佐、風戸企画政策課主査、 荻込企画政策課主事)
会議次第	1.開会 2.議題 (1)提言書項目の検討について ・第4章 市民自治の仕組み ・第5章 協働 ・第7章 行政運営の基本原則 (2)その他 3.閉会
会議要旨	2.議題 (1)提言書項目の検討について
事務局(企画 政策課長) 関谷会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 13時現在の出席者は14名。定足数に達したため、会議は成立した。 ・ ここからの進行は関谷会長にお願いする。 ・ 本日も、13時から16時までを目途に、引き続き議論をお願いしたい。 ・ 前回ご議論いただいた第4章は、「市民自治の仕組み」という表題になっているが、内容としては「地域自治」であり、地域コミュニティに関する項目について、事前に「暫定稿その4」として、現段階である程度集約されたものがお手元に配られていると思う。 ・ さらに、第5章の協働について、引き続きご議論いただき、その後、当初の予定では議会の項目について議論することになっていたが、順序を入れ替え、先に行政について議論をするということにさせていただきたい。 ・ 行政の項目は、分量としてはこの条例の中で最も膨らむ部分である。いろいろな角度から、行政についてルール化を図ることが求められているので、何回かにわたって議論していくことになると思う。本日は、その冒頭部分に少し入ることができればと思う。 ・ まず、事前に送付された資料について、事務局より説明をお願いしたい。
事務局(企画 政策課主査)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本日の資料は、あらかじめお送りした「暫定稿その4」、「協働について」、である。 ・ 傍聴者の皆様には、これに加えて、提言書を抜粋した資料及び、感想等記入用紙をお配りした。

- 初めに、「暫定稿その4」について。前回の協議会において、暫定的に確認いただいた第14条から第16条までと、第18条について、暫定稿を作成した。
- 第4章の標題については、先ほど関谷会長からもお話があったように、提言書では「市民自治の仕組み」となっているが、表題そのものが未定であり、後ほど調整が必要な箇所になる。
- 第14条の「地域コミュニティ」の定義そのものは未定であるが、前回の協議会において、ここに企業や事業者も含めるべきという議論があったことを踏まえ、暫定的に「自治会、NPO、ボランティア団体、事業者等」としている。
- そのような地域コミュニティを構成する団体が、まちづくりの担い手であることを市民が認識し、積極的にその活動に参加することにより、地域コミュニティを守り育てるとというのが、第14条第1項の規定である。
- また、第1項の逐条解説には、前回ご意見をいただいた難病や暴力、犯罪被害等の「当事者団体」を含めて、地域コミュニティとして位置付けることをうたっている。また、前回の第15条の議論を受けて、市が地域コミュニティを支援するのはもちろんであるが、市民がお互いに育成、支援し合うことも必要である旨を、逐条解説に加えている。
- 第15条については、表題を「地域コミュニティの育成及び支援」とし、提言書では第1項が支援、第2項が育成に関する内容であったため、第1項と第2項の順序を入れ替えた。
- 新しい第1項、旧第2項の後段にあった「多様な市民が参加できる環境整備」については、第15条からは削除し、第14条の逐条解説に「市民同士の育成及び支援」として移した。
- 新しい第2項、旧第1項の逐条解説については、前回の議論を踏まえ、市が行う環境整備とは「市民活動支援センターの設置等による活動場所の提供や広報支援」である旨をうたっている。
- 第16条については、第1項の主語がなかったため、「住民は～」という形にし、結びを「協議会を設置し、まちづくりを進めることができる」とした。
- 第2項については、地域まちづくり協議会の構成員が列挙されていたが、「個人及び地域コミュニティ」とし、後者の定義は未定であるが、具体的にどのような団体がそれを構成するかについては、第2項の逐条解説にうたっている。また、前回の議論を踏まえ、逐条解説には、地域まちづくり協議会の構成員がここに列挙されている団体に限らず、地域によって異なることも述べている。
- 第3項については、提言書にあった「地区担当職員を置くなど」という表現は具体的過ぎるということで、条文では「必要な支援を行う」としておき、逐条解説で「市が地区担当職員を配置するなどの支援を行う」

とうたっている。

- 第 18 条については、本日改めてご議論いただくことになると思うが、たたき台としてお示しした。
- 提言書第 1 項にあった「互いを対等なものとして尊重しながら」という部分については、「連携、協力してまちづくりに取り組む」という表現に改めている。
- 第 2 項の「市民活動団体や企業など」という表記については、「地域コミュニティ」の定義が未定ではあるが、そこに事業者も含まれると第 14 条で暫定的に定義しているのので、地域コミュニティや事業者などの多様な主体と市が協働によるまちづくりを効果的に推進するための制度の整備を行うとしている。提言書では、「ガイドラインを制定する」というようなことが表記されていたが、具体的過ぎるということで削除し、逐条解説で「市民活動支援事業、協働事業提案制度などの制度を整備する」としている。
- 以前、市民の会の委員さんからは、ここに「提案制度」という個別の項目を入れるというお話をいただいたが、それについても、「効果的に推進するための制度」の一つとして、逐条解説にうたっている。
- 続いて、「協働について」という資料について。前回の協議会において、協働に関するイメージを喚起するためのモデル的なものをお示しするという事になったので、関谷会長と相談し、事務局で取りまとめた。
- 1 ページ目の「協働とは」という図は、2 月 17 日の第 2 回まちづくり条例策定協議会において、関谷会長から基調講演をしていただいた際に示していただいた図を、改めてもう一度お示しした。関谷会長からは、以前、「人間の生活領域全般において、個人・法人・団体などの複数の主体が、場の履歴や生活機能を踏まえながら、応答的關係を通じて、創造的に活動する方法」とご説明いただいたところである。
- 図にあるように、個人や家族の自主性や判断に基づいて行われる「市民の領域」、行政が責任と判断を持って行われる「行政の領域」があり、その中間に協働の領域がある。そこでは、「地域社会における様々な主体や能力や特性を通じて、市民相互の連携を行う領域」が協働の領域であるとされている。
- 近隣の市町村で、いすみ市では、まちづくり推進団体登録制度、団体スタート支援事業補助金、市民提案事業補助金、スキルアップ講座、まちづくりフォーラムなどがある。
- この中で、「まちづくり推進団体登録制度」については、まちづくり活動を行っている団体、またはこれから始めようとする 5 人以上のグループを登録することができ、登録すると、それぞれの団体の PR を市が支援したり、他の団体の動きが分かるよう、横の連携を図ったり、情報提供が受けられるというメリットがあるとのことである。

- その手続きとしては、市に申請書を提出し、市が代表者からのヒアリング（聴取）を行い、その後に登録という流れになるとのことである。
- まちづくり推進団体のスタート支援事業として、登録されて3年未満の団体に、事業費の一部を補助する制度がある。補助率としては、2/3 以内で5万円が上限、連続3回までとなっている。
- 市民提案事業については、まちづくり推進団体が自主的また主体的に企画実施する公益性の高い事業に対して、経費の一部を助成するものであり、団体提案型では1事業あたり50万円までは10/10、50万円を超えた部分については1/2 以内で上限100万円となっている。行政側が「このような課題を解決したいので、やってくれる団体はないか」と示す課題提示型では、補助対象経費は10/10 で予算の範囲内となっている。
- 事業の流れとしては、団体側からの提案を受け付け、公開の場で審査を行い、交付申請、交付決定をし、団体から実績報告を求め、補助金を交付するという形になっている。
- 広域的まちづくり市民提案事業補助金については、いすみ市の特徴的なものであり、市内で限定的に実施するよりも、広域的に実施した方が地域にとって利益になるようなものは、広域的な市民提案事業として受け付けているとのことである。補助率は経費の1/2 以内で、上限30万円となっている。
- 次に、大網白里市では、協働の取り組みとして、協働のまちづくり推進計画、出前講座、住民協働事業、市民活動支援事業がある。
- このうち、「住民協働事業」については、先ほどのいすみ市と同様に、市と協働して住民団体が自主的、主体的に実施するものについて、市が補助金を交付するもので、補助限度額は、住民団体が地域のニーズや課題を把握し、その問題解決に繋がる事業を提案する住民提案型の場合は上限30万円になっている。市が提示するテーマに対して応募してきた住民団体に対しては、補助限度額は事業内容によって異なるが、補助を行っているとのことである。
- 市民活動支援については、大網白里市の場合、まちづくりサポートセンターが民設民営で一般社団法人大網白里まちづくりサポートセンターによって運営され、町民、NPO、ボランティア団体、企業等が相互に交流し合えるような活動拠点になっているとのことである。
- 本市の場合は、まだ提案事業制度が固まっていないが、協働提案パイロット事業として、いわゆるテスト的な運用を実施している。市民団体側が、食やものづくり、子育て支援などの課題を、事業を行うことで解決していきたいと考えており、行政も農産物振興や子育て支援という行政課題を抱えているので、両者の協働で取り組むことにより、市民側のミッション（使命）の達成と行政側の課題の解決につながるものとして、試験的に取り組んでいるのが、「茂原まるまるマルシェ事業」である。

- 事業の実施にあたっては、市と提案団体で協定書を結び、それぞれの役割を分担して行っている。具体的には、提案者側は出店者集め、広告・チラシづくりなどの事業運営を行い、市は、場所の提供や小中幼保の保護者を通じた市民への呼びかけを行っている。その結果、市民広場で事業が開催され、若い子育て世代を中心に、大変にぎわった。
 - 実施にあたって、役割分担が固まっていないなどの課題も見え、乗り越えなくてはならない問題も多数あったが、それらを一つひとつ、市側と提案者側で話し合いを重ねながら、試行錯誤しているというのが現状である。これらの経験を踏まえ、今後は、協働事業提案制度や市民活動支援制度の導入に向けてまいりたいと考えている。
- 関谷会長
- まず、前回暫定的にご了承いただいた第14条～第16条について、前回の議論を踏まえた上で、新たに確認しておきたいことなどがあれば、ご発言をお願いしたい。
- 森川委員
- 第14条の「地域コミュニティ」の定義で「NPO」とあるが、このように使うのはとても抵抗がある。もし使うのであれば「NPO法人」とすべき。NHKも、法人格があるものは「NPO法人」とし、法人格がないものは「市民団体」としている。「NPO」だけでは、以前も申し上げたとおり、自治会や市役所も含まれてしまうので、しっかりと分けた方がよい。他の自治体でこのように使っているところもあるが、このあたりの区切りはしっかりとしておいた方がよいと思う。
- 関谷会長
- 「NPO」は、「非営利団体」という言葉であり、いま森川委員からご指摘いただいたように、かなり幅広い意味がある。もともとアメリカから入ってきた言葉であり、日本における社会の担い手とどのような関係があるのかという整理は、必ずしも進んではない。それぞれで定義をして使われているという実情である。
 - 「NPO」という言葉にいろいろなものが含まれる中で、「NPO法人」として、法人格がしっかりあるものが、ここでいう担い手であるとして、それ以外の括りをした方がいいという、どちらかという定義問題にも関わるものである。
 - 以前から確認しているように、「定義」については、最後にまとめて最終確認したいと思うが、他にご意見があれば伺いたい。
 - 法人格を持っていないが、ボランティア団体でもないという団体もあるだろうが、どこまでカバーするかが問題になる。どこまで列挙するかは悩ましいところでもある。どこまで条文に載せて、どこからは解説に委ねるかが、問題として挙げられる。
- 永長委員
- ここでは、より多くの団体に参加していただくという趣旨であり、あまり厳密にしてしまうのではなく、「NPO」として一般的に通じるのであれば、「NPO」のままでもいいのではないかと。
- 森川委員
- そうであるならば、「ボランティア団体」を「市民活動団体」と表現す

れば、包括できると思うが、いかがか。

犬飼委員

- NPO も市民活動団体に含まれる。また、自治会も公共を担う。NPO、ボランティア団体は、「公益」ということになると思う。NPO も定義の仕方が書物によっていろいろあるようであり、法人格を持ったもの、法人格のないものなど、お互いに入り組んでいると思う。自治会を NPO に含めないという解釈もあったり、自治会を入れるとしているものもあったり、あいまいな部分が多い。はっきり区別することは難しいと思う。
- この表現に抵抗を感じられるようであれば、「自治会や地域の公共に益する市民団体」などの表現にしてはどうかと思う。

関谷会長

- 市民が、自分たちのことを、できる範囲でやっていくということが趣旨として想定されており、その担い手として、多様な主体が想定されている。自治会や NPO、ボランティア、事業者など、それぞれの立場が異なり、場合によっては重複する部分もある。
- 自分たちが私的な活動をやっていると認識していても、それが結果的に公共的な活動に資する場合もあるので、「公共的な活動」と言い切ってしまうと、そこから漏れてしまう団体もあり得る。
- 考え方としては、いろいろな立場の方々が、それぞれ公共目的または私的な目的のために活動をしているが、結果的に地域の福祉に資するようになっていくというイメージを、皆さんだいたい共有していると思う。
- そのような中で、定義をどうするかであるが、この協議会において、総則の定義の部分を議論していないので、言葉の定義を最終的にお諮りする際に、この「地域コミュニティ」についても、厳密な定義をお示した上で、どこまでを条文に載せ、どこからは逐条解説に委ねるのかを、最終的に確認したい。とても大切なご指摘であるので、この部分についてはペンディング（保留）とし、改めて確認させていただきたい。

中山委員

- 第 14 条ないし第 15 条で、「地域コミュニティ」という言葉を使う際には、いま申し上げたようなイメージでお考えいただきたい。
- 第 15 条で、逐条解説に「市民活動支援センターの設置等」とある。これは行政側の話になるが、平成 26 年度からの行革実施計画に載っているとのことなので、具体的にどのような場所になるのかお聞きしたい。
- 第 14 条から第 16 条まで全てに関わることだが、以前、「市民」の定義を早く確認していただきたいと申し上げ、結果的には定義の審議は最後になってしまっている。細かなことは別として、第 14 条と第 15 条は「市民」という言葉を使っており、第 16 条になって「住民」が出てくる。地域まちづくり協議会は住民がつくり、その構成員は地域コミュニティであるから、これから具体的に協議されると思うが、そこには団体が含まれ、「住民」ではなく「市民」になる。第 4 章で、住民と市民をどのように使い分けているのか。皆さんで共通理解しておいた方がいいと思うので、お話いただきたい。

事務局(企画
政策課主査)

- 1点目の市民活動支援センターについては、市民部生活課において、どのような組織を置いた方がいいのか、アンケート調査を実施しながら検討している。具体的に、どの場所にどのようなものを置くかまでは、固まっていないのが現状である。
- 市民と住民の使い分けについては、前回の協議会において、第16条で主語がなかったため、「住民は～」という形で議論があったと思う。地域まちづくり協議会を設置する主体としては「住民」であって、その構成員としては、地域コミュニティということで、「住民」よりももう少し広くとらえた「市民」としているのだと思う。担い手としては「市民」であるが、設置をするのは「住民」という議論であったとの認識のもと、暫定稿を作成し、確認をいただいている次第である。

中山委員

- 市民活動支援センターについては、地域まちづくり協議会との関連が出てくる。例えば、地域づくりの計画をつくる段階でのアドバイスが必要になると思うが、そのようなことを想定しているのか。
- 市民活動支援センターは、各地域の福祉センターや公民館を想定してはいないようだが、香取市の場合は、合併したので、旧市町村単位の支所がその対応をしている。茂原市の場合は、旧町村単位で福祉センターや公民館があるので、それに相当するのではないかという話である。
- 福祉センターは、具体的には社会福祉協議会に指定管理を委託しているが、地域まちづくり協議会の支援を各福祉センターで行うこととした場合には、事務分掌にそのことをうたって、指定管理者にやってもらうことができるのかどうかはわかりづらいと感じる。
- 地域まちづくり協議会における「住民」と「市民」の関係については、組織は「住民」が考えるが、構成員は「市民」でいいという考えで良いのか。

事務局(企画
政策課主査)

- 市民活動支援センターと地域まちづくり協議会の関連については、地域まちづくり協議会を今後どのような組織にしていくかについて、条例が制定されてから、改めてどういうあり方が良いのか、制度設計も含めて検討していく必要があると考える。
- 近年合併した市町村と同様に、各地域の福祉センターや公民館に支援センターを置くことができるかどうかについては、現在はその段階まで行っていないと思う。まずは、生活課に中心となる市民活動支援センターを置き、今後のあり方を検討していくことになると思う。
- 「住民」と「市民」の考え方については、事務局としては、前回の協議会での議論を踏まえて、「住民」を主語として暫定稿を作成しているので、主語が「住民」ではなく「市民」のほうが望ましいというご意見がまとめれば、そのような形で修正させていただきたい。

永長委員

- 事務局からも説明があったが、市民活動支援センターについては、まだ固まっていないものの、イメージとしては本庁に置くというものであ

る。中山委員がおっしゃった、地域まちづくり協議会のそれぞれの活動場所としては、福祉センターや公民館が考えられる。

- 中山委員
 - 市民活動支援センターは総括的に支援を行う部署であるので、本庁に置き、各地域のまちづくり協議会が置かれた場合には、その活動の場所として、各地域の福祉センターや公民館を活用する。また、逐条解説にもあるように、地区担当職員等も配置する。
 - 私がなぜ確認したかということ、前回、福祉センターや公民館は、必ずしも同じようなサービスが提供できていないのではないかという意見があったので、市もいろいろ考えていくという中で、市民活動支援センターという話が出て、話が重複し、皆さんも分かりづらく聞いていたのではないかと考えたからである。
 - 市民活動支援センターは、本庁1か所に置き、そこが担っていく。地域まちづくり協議会が設置された地域については、本庁ももちろん支援するが、併せて福祉センター等も支援するかどうかについては、今後検討していくということで理解をしてよろしいか。
- 永長委員
 - よろしいと思う。
 - 地域まちづくり協議会の設置については、また別の次元になるが、市民活動支援センターでは、市民活動を総括的に支援していく。
- 白土委員
 - 前回の議論から「住民」という言葉が出てきたというが、「市民」と「住民」の表現の仕方の違いについて伺いたい。
- 中山委員
 - いろいろな考え方があると思うが、簡単に言うと、「住民」とは、税金を払っている人、住民票を持っている人と考えればよい。「市民」とは、ここにも定義があるように、通勤・通学も含めたいとなっている。これは、今後改めて議論することになる。その点が全く違う。
- 永長委員
 - 提言書で言われている「市民」には、通勤・通学者も含まれている。
- 白土委員
 - あえて「住民」と書いた理由は。通勤・通学する人たちは含まれないということか。
- 永長委員
 - 地域まちづくり協議会のメンバーとしては入るが、設置の主体としては住民であり、あえて「住民」ということになっている。協議会を構成するのは「市民」である。
- 関谷会長
 - 厳密な定義については、最終的に確認して了解をとりたいが、両者は視点が違う。そこに住んでいるという「居住性」の問題なのか、通勤・通学も含めて、もう少し広く「担い手」としてとらえるのか。
 - 学問上の「市民」は、もう少し違うとらえ方がなされる。英語で言うと「citizen」であり、フランス語では「citoyen」、ドイツ語では「Bürger」である。学問上は、主体的に公共的な活動に携わる主体のことを「市民」と定義する。これは、何千年という歴史の中で継承されてきた考え方である。それをどうとらえていくのかは、議論のあるところであるが、どのような視点で「市民」や「住民」をとらえていくのかは、交通整理が

必要なところもある。どの次元で、どの視点で定義するのかを固めて、どの範囲、どの人を想定するのかを、最終的に確認していきたい。

- 現時点では、先ほど（中山委員に）ご指摘いただいたような意味で、暫定的に確認しておいていただきたい。
- 市民活動支援センターについては、市も完全に固まっていないところではあると思うが、私のイメージで言うと、市民活動サポートセンターは、一つの大きな転換点に来ていると思う。
- 1980年代から1990年代は、まだ市民活動の担い手が少なく、もっといろいろな団体をつくり、育てるために、情報を提供したり、活動場所を提供したりしていた。そのような考え方を元に、市民活動支援センターが全国的につくられるようになり、その枠組みで今日まで続けられてきた。
- ところが今は、設置している自治体においては、大体は形骸化しており、会議をする場所とコピーする機械を貸し出すだけという現実がある。どの自治体も、現在見直しをかけているところである。依然としてそのままの状態で放置されているところもあれば、もう少しこれからの時代に即したリニューアルを図ろうとしているところもある。
- 市民活動支援センターの利用は、一部の方に限定されてしまい、よく言われるのは、NPO系の人たちに限られてしまう、地縁の人たちは全く使わないということである。運用されてきた歴史の中で、活用する人たち、対象が限定され、偏りが見えてきた。それを、もう一度、もっといろいろな人たちが活用できるように、また、いろいろな人たちへ支援センターからの情報を発信できるように繋いでいく、センターが企画提案し、各方面に投げかけ、そこから事業をつくり出していくという流れがどんどん出てきている。大きな転換点に立っており、これから市民活動支援センターをつくる場合には、それ相応の制度設計が必要になると思う。
- 自治体が直営しているところもあれば、指定管理で社会福祉協議会に委ねているところもある。先ほど、事務局から大網白里市の事例が紹介されたが、これは民設民営で珍しい例である。一部の有志の人たちが資金を持ちより、安く物件を借りて運営している。そこに、市も少しずつ委託事業を投げるようになり、そのような形での関係が生まれている。そういうやり方もあるので、担い手や運営の仕方は多様である。
- 茂原市が、今後市民活動支援センターのようなものをつくっていくのであれば、どのようなことが求められるのかということが課題になる。これはむしろ政策の中身の話であり、ルールの話というよりは、中身をどうするかという部分で、いろいろなご議論をいただきたいが、そのような流れ、状況にあるということだけは、補足しておきたい。
- 暫定的にこれでよいということであれば、第14条から第16条まではこ

のような形で確認させていただきたい。本日、議論に上っている定義や範囲の問題は、慎重に議論する必要があるところでもあるので、定義をまとめて取り扱う段階において、改めて議論したいが、基本的な趣旨や条文のおおよその構成については、ご了解いただいたということで進めてまいりたい。

- 続いて、第5章の「協働によるまちづくり」についてであるが、なかなか「協働」のイメージがわきづらいというのが前回の議論の中で垣間見られたところもあるので、もう少しイメージを膨らませるということで、事務局に資料の提示をお願いした。
- 協働について、配布されている資料をご覧いただきたいが、1ページ目は、どちらかという学問的な文脈の中での定義付けであり、これを条文の中でそのまま使うというのは少し無理がある。協働については、それぞれの自治体が、いろいろな定義付けや意味合いを盛り込んで、活用している。言い換えれば、協働についての厳密な定義が存在するわけではないというのが、現在の実情である。「協働」という言葉は、かなり幅広く使われている。
- 前回も申し上げたが、公共的な事柄、活動は、従来は大半が行政によって担われていた。これが、少子高齢化をはじめとする社会状況の変化や、財政の問題など、いろいろなことが相まって、行政が公共的な活動を独占するということが、物理的にも負担になってきたし、いろいろな問題を生じさせてきたということもあって、そのあり方を変えていこうという動きが生じている。私の整理では、二つの流れがあり、一つは、何でもかんでも行政が税金を使ってやるということではなく、市民や地域、民間でできることは、そちらに委ねていくというもの。従来、行政はそれを「委託」という形で進めてきた。
- 最近では、そのあり方がもう少し膨らんできて、市民や民間企業、地域のいろいろな特性や能力を持った担い手たちが、主体的、積極的に関わることによって、事業を進めていくという意味合いがかなり出てきている。「民間活力の活用」などとよく言われる。そのように、行政がいろいろな形で委ねていくというのが、一つ目の文脈である。
- もう一つは、この協議会でもずっと議論してきている「市民自治」である。自分たちでできることは、自分たちでやるという主体性を、いろいろな局面で認めていくということや、どれくらい膨らませることができるかが、もう一つの流れである。このあたりが、かなり入り混じる形で展開されているのが現状である。
- 自治体によっては、競争原理や民営化などの方向に重きを置いて「協働」を考えているところもあれば、逆に市民参加や市民自治に重きを置いて「協働」という言葉を使っているところもあり、自治体によって理解のされ方、使われ方がかなり異なるのが実情である。

- 条例に載っている文言は、自治体によってそれほど大きな違いはなく、だいたい「行政と市民が連携・協力して物事に取り組んでいく」と表現されている。あるいは、もう少し対象を広げて、「行政と市民との協働」「議会と市民との協働」という形で想定しているところもあるが、「協働」が実際にどのように運営されているかという中身を見ていくと、自治体によってばらばらであり、かなり違う。
- 協働の具体的な内容を拾い上げて、図式化したのが、資料の1ページの図である。最も多く取り入れられているのが、市民との対話、審議会・公聴会、パブリックコメント、パブリック・インボルブメント等である。「インボルブメント」とは、「巻き込む」という意味で、ただ単に意見が来るのを待っているだけでなく、いろいろな物事を進めている当事者たちが、現場の中に入っていく、例えば福祉計画を立てるのであれば、福祉の当事者から実際にいろいろな声を聞いていくというものである。
- タウンミーティングは、最近いろいろな自治体で取り入れられている手法であるが、住民と政策担当者との直接的な対話である。
- ワークショップは、例えば里山の保全計画を立てるのであれば、従来は行政の担当課だけで計画を立てていたが、いろいろな立場の活動をしている方々をメンバーとしたワークショップの機会を設けて、問題点や可能性を探るものである。これを早い段階から設けて、計画内容を豊かにしていく。また、計画ができたなら、実現可能性を含めて、いろいろな可能性を模索していく。このような手法が最近かなり出てきている。
- また、「市民の皆さんに参加していただきたい」と投げかけると、だいたいいつも同じメンバーになってしまうことがありがちなので、住民基本台帳をベースとして、無作為抽出型の会議を開き、性別や年齢、地域などが異なるいろいろな方々から意見を聞くという手法もある。これらが、制度設計の違いはあるものの、「協働」と称する場合に、自治体で近年取り入れられている手法である。
- それ以外に、事務局から近隣の大網白里市やいすみ市の取り組みを紹介いただいたが、市民提案型協働事業・行政提案型協働事業というものがある。千葉県内の自治体では、半分強の自治体でこの提案制度が取り入れられている。これは、いろいろなテーマについて、NPO 法人やボランティア団体、民間企業など、いろいろな団体が、自分たちが公共的な活動に資するような活動をするという提案をし、市の第三者委員会のようなところで審査し、採択された場合には一定の補助金を出すというものである。
- 市民が提案する場合と、行政が提案するケースがある。例えば、公園の管理を、創意工夫を凝らしてやってくれる団体がいれば、提案していただき、市はこういうことをやる、団体はこのようなことをするといった役割分担を確認しながら、いっしょに事業を進めていくというものである。

る。提案事業は、市民・行政の両方から提案する場合があります。このような事業が、ここ10年くらいでかなり取り入れられてきている。「協働」といえば、提案事業であるとされることも少なくないくらい、取り入れられてきている仕組みの一つである。

- それ以外にも、地域への権限移譲や、学区単位の住民自治協議会など、いろいろな制度設計があり得る。地域でやれることは地域でやっていく、あるいは、地域と協働するということが、創意工夫を凝らしながら進める裾野を開いていく。先ほどの提案制度が団体単位であるとするならば、こちらは「地域と行政の協働」にあたるものであり、近年少しずつ動きが広がっている。
- これらが、市民ベースのものであるとするならば、民間委託や競争原理を導入してコストカットを図るものは、より少ないコストで成果を挙げていくという観点から事業の見直しを行うものである。民間活力を活かすという観点から制度設計されたものであり、協働の具体的な制度と仕組みとして、いろいろな自治体で採用されている。
- これを一つひとつ検討していくのは、時間的な余裕がないが、これらのことをある程度念頭に置きながら、協働という部分をどう描くのかご検討いただきたい。
- 自治体によっては、「協働」という項目を独立させないで、行政運営や議会運営の中に盛り込んでしまうところもある。もちろん、「協働」は一つの新しい流れなので、今回の提言書のように別立てで位置付けている自治体もある。それらのことを念頭に置きながら、第18条をどのように考えるべきか、ご検討いただきたい。
- 「協働」は、あくまでも手法である。どう活用していくのかという考え方を条文の中に盛り込んでいき、どういう制度、どういう仕組みを導入していくのかについては、今後の運用に委ねていくしかないと思う。それらを前提とした上で、ご議論をお願いしたい。
- 図に示されているような協働の手法について、行政で今までこのようなことを取り入れてきているのか。事例があるのかどうか。
- なぜそんなことを聞くのかというと、まったく事例がないところに新しいものをつくるのは、かなり大変であるからである。職員の理解も大変だし、市民の皆さんの理解も大変だと思う。何かきっかけがあれば、それをもとにして進むということもある。我々がこれから考える上で、今までに行政がそのような事例をやってきたのかどうかをお尋ねしたい。
- 協働についての表の中にある、「市民との対話」や「審議会」「公聴会」についてのご質問だと思うが、行政側としても、計画を策定する際には、無作為抽出した市民の方にアンケート調査を実施し、市民の方の代表から成る審議会に、行政側からの案をお諮りし、意思決定の前にパブリックコメントを募集し、その意見を反映させて計画を策定していくという

丸嶋委員

事務局(企画
政策課主査)

関谷会長

流れになっている。

- 「市民との対話」や「審議会」については、具体的には、「市長と話し合う会」や「市長への手紙」などで市民の皆さんのご意見を伺う機会を設けている。無作為抽出型の会議等については、おそらくこれまで実施したことがないが、それ以外のものについては、過去の事例がある。
- これらの手法を、どの文脈で、どう使っていくのかということについては、ある意味ではケースバイケースのところがある。
- 例えば、財政的に非常に厳しいというときに、すべてを行政が担うことは、物理的に不可能である。そうなったとき、いろいろなことを地域や民間に委ねていく、地域の活力をもっと活かしていくということをしていかないと成り立たない。
- 財政状況の厳しさという点で言えば、富津市は 2018 年度から財政破たんする恐れがあることが報道され、非常に大きな話題になっている。このような自治体は、今後おそらくもっと出てくるのではないかと思う。
- 自治体が破たんする時代である。富津市の説明では、人件費が膨らみ過ぎて、かなりの比重を占めているということであった。これは、裏を返せば、何でもかんでも行政がやっちゃっているということである。もちろんそれは、学校の先生なども含まれるので、手当たり次第切れればいいというものではないが、事業内容を根本的に見直さないと、負担は減っていかない。
- 最近、国でも女性の登用ということがよく言われている。これも一長一短あり、厳密な議論が必要だが、今後少子高齢化していく中で、社会の担い手を増やしていかななくてはならないので、女性の方々にも、もっと社会に出て、いろいろな担い手として主体的に活躍していただきたいという狙いがある。女性が参加するためには、子育て支援や就労支援など、さまざまな分野に及ぶが、担い手がどんどん少なくなる中で、もっといろいろな人たちがいろいろな形で、参加して担っていただくという裾野を開いていくためには、情報提供したり、活躍できる環境を整えたり、学ぶ場を作ったりしなくてはならない。そのような中でも、「協働」ということが問われてくる。
- 文脈によって、どういう制度設計をするかは、多種多様であり、一概に言うことはできないが、考え方としてはそのようなことである。
- 第 18 条については、この後に出てくる章で、議会や行政のあり方を規律する前提となるものである。その意味では、第 1 項はよく分かるが、第 2 項が分からない。
- 議会の章では、議会はこうあるべきという書き方がされている。議会においても、多様な当事者の皆さんと対話し、その取り組みを報告せよとなっているので、第 18 条第 2 項で議会が抜けていることには、違和感がある。なぜ主語に議会がないのかお伺いしたい。

田中委員

北田委員

- 「協働」という問題は、私たち市民の会でもいろいろな議論をしたが、かなり難しいものであった。念頭に置いたのは「行政との協働」であり、それが前面に出ていたために、少し偏っているのかもしれない。関谷会長がおっしゃったように、「協働」は議会も含めた中でやっていかななくてはならないことを考えると、第2項は「市は～」と限定するのではなく、トータルの考え方をに入れていく必要があるのではないかと思う。
- この議論をしているときに、ずっと考えていたのは、「協働」の目的は何だろうかということである。地方自治体という組織自体は、住民の共同的な事務を行うために設置されたものである。議会と首長に分かれているが、組織は地方自治法の本旨に基づくように、住民の福祉のために動いていかななくてはならない。
- 関谷会長がおっしゃったように、いろいろな問題が生じ、お互いにいろいろやっていかななくてはならないのだが、私の今までの経験からすると、いかに経費を節減するかという点での「役所主導での協働」が前面に出ている。指定管理者制度や包括管理委託など、今までの単純な業務委託ではなく、管理業務に対する委託を研究して取り入れてきた。その根底に流れているのは、「経費をいかに安くするか」ということである。それが未だに協働するための基準になっているということについて、疑問を持っている。その点で、あまり細かく個人的なことまで入ってくると、大きな対立が生じるような気がする。
- 自分たちで提案しておきながらで恐縮だが、一つ気になっているのは、第18条第1項で、「互いに対等なものとして尊重する」という点である。尊重されるのは結構だが、住民と行政が対等なのかどうかは疑問。それぞれに立場があることは分かるが、物ごとを判断する基準は「住民の利益になるかどうか」である。そういう点で、行政の今までの価値判断は、「対等」ということから考えると、まずいのではないかと思う。

三浦委員

- 第18条は第1項だけあればいいのではないかと考えたが、第2項で「制度の整備を行う」となると、市が行わなくてはならないのではないかと思う。

田中委員

- 「制度の整備」は行政が全てやるものだとお考えなのだと思うが、本当に確固とした制度をつくるのであれば、行政の要綱というわけにはいかず、議会の同意を経て、きちんと条例としなければならない。どこまで、誰が責任を負うのかということになる。
- 確かに、行政が制度設計をするのかもしれないが、議会の積極的な応援、合意があって初めて、住民福祉、安全安心に沿った方向になるのではないかと思う。
- 議会については、いろいろな項目があり、後で議論になるとは思いますが、議会としても、いろいろな制度の仕組みや予算の執行、その後の結果についてチェックする場面があり、どう対応するかで重要なのは、議会内

の仕組みであって、それがきちんと動いていければ、恣意的な行政執行にならずに済む。そのような意味で、議会の中にも、審議や行政のチェックの仕組みの必要性があると思う。

- この条例でまちを良くしていくには、住民が住んで良かったと思える状況をつくっていく必要がある。その担い手として、行政サイドで制度設計をするからいいのだという話になると、おかしいのではないかと思う。この条例ができたとして、日本の法体系から言うと、行政のいろいろな状況についてチェックする最終的な権限を持っているのは、議会しかない。決算の認定を求めて、議会で否決されたら政治問題であるが、そういうこともあり得る。これから議会の章について検討していくのであるから、議会にも、住民や地域コミュニティの発展について考えていただきたい。それで初めて「協働」ということが成り立つのだと思う。

- 第18条が第1項だけであれば、こんなことは言わないかもしれないが、第2項があるので申し上げた。これ以降の章で、議会のあり方について論じているので、ここでも考え直した方がいいと思う。

河野委員

- 市に確認したいが、ここの底流に流れているのは情報の公開であり、第1項で言うと、行政の持つビッグデータについて、民間の活力を活用していく流れがあるが、「制度の整備を行う」というのは、そのようなものも含めた整備と考えて良いか。

三浦委員

- いま盛んに言われている、行政の持つデータを外に出していくというお話だと思うが、出せるものは出していくが、全てを出すとは答えづらい。どのように情報を出し、民間に活用していただくかについては、まだ検討中である。

永長委員

- 例えば、子育てなど、市が特定の分野について、協働していただける方はいないかとお願ひする場合には、できる限り情報を出していく。
- 先ほど「対等」ということで議論があったが、私どもとしては、「対等」は条文から外して、「それぞれの役割を認識し、連携、協力して」という表現にしてはどうかと考えている。ある部分では「対等」なのかもしれないが、制度的には市民、議会、行政は対等ではないと思う。
- 第18条第2項については、執行部が市民との協働を求め、議会はそれをチェックする。まちづくりは市民、市、議会が担うということになるのかもしれないが、そうすると、第15条（地域コミュニティの育成及び支援）でも、主語は「市は～」という形になっている。これについて、議会のチェックはあると思うが、執行部として行う部分であるので、敢えて「市は～」となっているのだと思う。根底には、まちづくりは市民、市、議会が担うという考えがあると思うが、役割分担として、具体的な執行部分は、行政が担っているのだと思う。提案制度などについては市が主語になると思う。

犬飼委員

- 協働について、関谷会長からも話があったし、前回も二つの視点からの

ご指摘をいただいた。私自身も、協働に関しては、詰めが甘かったと思う。市民の会でも、協働に関してはいろいろな意見があり、北田委員からも話があったが、まちづくり条例は、一つのキーワードは「自治」だと思う。

- 「市」という基礎自治体の、国に対する自立、自治が一つである。戦後、民主主義の時代になり、自治というものが定着せずここまで来てしまったが、「市民自治」や「住民自治」というものが、もう一つの大事な部分だと思う。
- 「地方」、「自治」というものが強調されており、今は「自治」の一つのチャンスなのではないかと思う。「協働」は、お互いに「自治」というものを考える一つのきっかけとなるものであるのではないかと考えた。
- 「協働」を考えると、丸嶋委員から実例はどうなのかという質問も寄せられたが、明治の時代にさかのぼっても、住民と行政の協働がずっと行われてきた。学校は、市民がお金を出し合い、各地域につくられていた。茂原市もおそらくそうだと思う。
- 私の小さいころも、「道普請」（みちぶしん）というものがあつた。地域の道路など、インフラ関係にも市民が関与していた。協力してやってきたので、「協働」というものがあつたのだが、何が違うのかといえば、住民の組織は役所の末端組織であり、下部を支えていた。今言われている「協働」とは、そうではない。
- 市民は主権者であり、市民の立場での公共への働き掛けがあると思う。それで果たしてきたこれまでの事例もたくさんある。活動する場という点では、市も住民も自立していなければならないし、自主性を持っていなければならないし、対等でなくてはならないと思う。逐条解説に「対等」という言葉が入っているが、これは絶対に抜いてはならない言葉だと思う。お互いに自立し、対等な立場で、協力していくということが大原則ではないか。
- ここでは市民活動支援事業や協働事業提案制度が事例として挙げられているが、「協働」には、さまざまな形があり得る。そのときそのときで、お互いがもたれ合いの関係ではない自立した対等な立場でと考えたときに、田中委員がおっしゃったように、制度の整備、条例や要綱の整備は、別立てで欠かせないのではないかと思う。制度の整備の中に、そこまで含まれるかどうかは、議論があるところだと思う。協働に関しては、別立てで、何らかの制度や規約づくりが必要だと思う。
- 第18条第2項の主語に議会を入れるべきではないかという意見については、私は永長委員の意見に賛成である。議会は議決機関であり、そこへの協力については、議会の章に入るのではないかと思う。
- 先日、テレビで、地方のまちづくりについて、「地方消滅」という衝撃的な文言が出てきて、第1回目は夕張市の一度破たんしたまちづくりに

ついて、鈴木市長の話や立ち直ろうとしている話が紹介され、最後は全国市長会の会長が出てきて、これからの日本のあり方について話していた。日本のあちこちでシャッター通りができてしまっているが、1,741の市町村があるので、市町村でタッグを組んで、お互いに知恵を出し合っていく必要があるという話だった。

- 先日、地元の祭りがあり、市長が来たときに、茂原市の話をしてくれたが、少し安心した。行政は行政で頑張っている。私たちも、何も知らない中で、まちづくり条例について議論しているが、日本全体が考えなくてはならないときに来ている中、今日の議題の「協働のまちづくり」は、第1項も第2項も大切だと思う。
- 私は、この策定協議会に、最初は懐疑的に参加していた。と言うのも、「協働」と行政が言い出したときの考え方は、予算がないが、市民からやれと言われる中で、行政職員がやれる範囲にも限度があるので、市民に「協働」という格好の良い言葉で外注するという部分があったからである。一方では、そのような言葉で進めることにより、自分たちの思う通りに動かせるという状況があった。
- 第18条も、第1項のみであれば、総則に入れてもよかったのではないかと思う。永長委員がおっしゃるように、第2項に行政のことが出てくるのであれば、行政の章で述べれば、十分に対応できる。ここで、市民自治の章の後に特出ししているということは、このようなことを大事にするという考えであると思う。
- まちづくりについて、行政と議会のいろいろな仕組みの中に、市民が参加して、地域の問題に対処していくときに、議員も地元から選出されているのであるから、市議会議員の皆さんが、それぞれの立場で、市の行政に対して、こうすべきという具体的な話が出てくるかもしれない。
- まちづくりについて、市議会としてこれからもいろいろと取り組んでいこうということを考えれば、新しい制度や仕組みを考えるのは、行政でいいということではないと思う。
- 先ほど「道普請」という話があったが、その当時は、行政に予算がなく、地域でお金を出す人も少なかったもので、みんなで使う道路を、お金を出す人も出さない人も労力を提供し、よくしようとしていた。ところが、だんだん仕事が忙しくなり、お金で片が付くのであれば片付けようということになり、この協議会でも市長と話し合う会の話がよく出てくるが、道路を直せ、橋を直せという話ばかり出ている。我々のまちをどうするのかというまちづくりの話は、ほとんど出てこない。道を直せという話ばかりでは、予算がいくらあっても足りない。まずは、お互いで、できることはやっておき、恒常的に直さなければならない場所については、公共の予算を使ってやるという議論をするならば良いが、市民が主権者であるから、市民が言っていることをやるべきだという話であれ

ば、話が違う。協働とは、お互いの状況を承知しながら、すり合わせていくものである。それができなければ、この「協働」の条項は、飛んで行ってしまふ。

- 第 18 条に第 2 項が付いているからこそ、主語に「議会」を加えておいてほしい。
- いろいろ議論がある中で、捉え方の問題になるのかもしれないが、現在は、いわゆる二代表制であり、首長と議員が住民から選出されている。以前も関谷会長から話があったが、行政と議会と市民が対等ということについては、間違っているとは言わないが、私は、基本的には違う部分もあるという捉え方をしている。
- 市民の皆さんからは、今までは、議会は何をやっているんだという声が強かった。これは、茂原市だけに限らず、同じような状況になっていると思う。そのような中で、少子高齢化が進み、まちづくりに対して、新しいルールづくりや考え方が出てきて、自治基本条例や議会基本条例が出てきているという経過があると思う。
- 提言書の中でも、定義は後で審議するということであるが、まちづくりは、基本的には、行政と議会と市民が一緒になってやっていくということで書かれている。これは間違っていないと思う。
- 議会としては、これからも市民に開かれた議会、身近な議会を目指して、議会基本条例を検討している。本来は、まとまっていなければならなかったものが、先延びになってしまったが、身近な議会を住民の皆さんに実感していただくため、議会報告会をやっていこうという趣旨が素案の中に書かれている。まだ案が出てきていないので、今ここで、(議会報告会を) やると断言できないが、そのような方向で茂原市議会も動いている。
- そのようなことを併せて考えれば、第 18 条の協働のまちづくりでは、制度設計だから行政が主語になるという話もあったが、本来、市の最上位のルールは条例であり、条例は議会で議決されて初めて執行できるものであるから、第 2 項には、市だけではなく議会も含めた方がいいと思う。
- 第 2 項の主語に議会を入れることに対しては、異論はないが、議会は市民が送り出した市民の代表であり、市民と議会が市に対する相方であるという捉え方をしていた。議会は市民を代表する大切な議決機関であるから、やはりなければならない。そのような意味で除け者にしたわけではないので、入れていただいて構わない。
- 田中委員がおっしゃったように、市民が何でもかんでも行政にやれと言っているのではないから、この「協働」という項目がある。私は、自治とは何かを考えたときに、地域まちづくり協議会がどのような形でできるかできないかは分からないが、このような組織や共にやっていこうと

中山委員

犬飼委員

いう体制は、第一段階として欠かせないのではないかと思います。決して、なんでもかんでも市や議会にやれと言っているわけではない。

- いろいろなご意見をいただいたが、「協働」の部分に意思決定権限を入れると、かなり複雑になる。意思決定のあり方等については、議会の項目、行政の項目で、徹底的にうたわなければならない。この「協働」の部分は、具体的な政策や事業を進めていく中での手法の問題である。そのあたりを念頭に置いておく必要がある。
- ベースは市民参加である。市民の方であれをやろう、これはできるというようにいろいろな考え方が出てきて、政策担当者ややろうとしても、一般的に多くの自治体で「協働」と言われている割にはあまり進んでいない現状があるのは、各部署の政策担当者からすれば、「協働」ほどやりたくないものはないからである。
- 行政は総合計画に基づき、さまざまな進ちょく管理のもとで事業を進めているので、その枠組み、流れとは違う提案が出てきたときに、担当者としては混乱する。行政が根拠としているものと違うものが出てきたときには、なるべく避けたいというのが、担当者の本音である。そういう部分でなかなか両者の意思疎通が図られず、けっきょく前に進まないという実態が、ほとんどの自治体で見受けられる。
- 行政の側からすれば、市民とやることはいいが、行政が設計したルールや土俵、枠組みの上で市民に動いてもらわないと、効率的に進んでいけないという問題がある。行政は、地方自治法上、公正さや効率性を追求するのが至上命令であり、その点から見たときに、いろいろな考え方が出ると、それだけ多くの時間を費やさなくてはならず、執行上問題がある。したがって、協働はあまりやりたくないという部分も出てくる。そのあたりが、一つの事情としてある。
- ただ、そういう問題があるからと言って、何でもかんでも行政が敷いたルールどおりに協働を進めていかななくてはならないのかということ、それは「行政主導の協働」になってしまい、市民の側からすれば、もっとこういう人たちとやればいいのに、もっとこういうアイデアでやればいいのにというところが、全て削がれてしまう。行政が決めた枠組みの中でやるのであれば、市民の側からすれば、「あらかじめ決まってしまうことについてなど協力できない」、「自分たちの創意工夫を活かしているいろいろなことができるから参加のモチベーション（動機）も上がるのに、いろいろな可能性が膨らんでいくのに」ということになりかねない。そのような不確定要因も含めたものがプロセスに舞い込んできて、ようやく「協働」というものが膨らんでいく。これが、市民側からの想いである。
- そのように考えていくと、「協働」というものは、絶対に折が合わないものである。そこを、どのように調整しながら、克服しながら進めてい

くのかというのが、「協働」の考え方である。どちらかという話ではない。市民の言うことを聞くことは、「協働」ではない。行政が敷いたルールどおりにやるのも、「協働」とは少し異なる。そこをうまく調整していくことができるような制度環境、手続きがあるかどうか、「協働」を条例に盛り込む場合の、私が考えるポイントである。

- どの局面でどの「協働」の手法を使うのか、どの事柄が市民の領域、行政の領域に当てはまるのかを、誰が決めるのかといったときに、ほとんどの自治体は、主語を書いていない。なぜならば、暗黙の了解として、行政が想定されているからである。これには、先ほどから申し上げているように、行政の敷いたルールの上で「協働」を進めるという発想が見え隠れしている。これでいいのかどうかというのが一つと、そのあたりを、言葉は悪いがぼやかしたままにしておきたいというのであれば、第18条は第1項だけでいいのかもかもしれない。
- 第1項だけでは、どんな風に協働が動いていくか分からないという考えもあるので、第2項がある。私も、第2項の主語には、市だけでなく議会も入れていいと思う。
- 私個人の考えを申し上げれば、もう一つ、当事者が協議をしながら、物ごとを進めていくということも入れてもいいのではないかと思います。行政だけ、市民だけという、どちらかだけでなく、両者が同じテーブルに着き、何が必要なのか、どういう役割分担ができるのかという話し合いをする場が、ほとんどの自治体ではない。だいたい政策担当者の裁量で動いている。裁量でうまくいっているところは、それなりに協働の形ができていますが、それをルールとして決めているところは、私が見る限りではほとんどない。少なくとも、そのような「協議を重ねていく」という部分を、どこかに織り込んだ方が、健全な協働になっていくのではないというのが、私個人の考えである。
- いずれにしても、第18条は第1項だけでいいという考え方と、第2項を加えるという考え方、協議というプロセスを非常に丁寧に描くやり方がある。そのようなプロセスを入れなければ、事実上、政策担当者が「ここからここまでは市民の皆さんの領域である」と決めて終わってしまう。それでいいということであれば、私はそれ以上何も申し上げないが、そうではないのではないかと思いますのであれば、「協議」ということをどこかに入れておく必要がある。
- ここで少し休憩をはさんで、さらに議論を膨らませた上で、「協働」について暫定的な確認をし、その後で行政の項目に入ってまいりたい。

(小休止)

- 先ほど、「協議」ということを入れた方がいいのではないかと申し上げたが、少し補足をさせていただくと、例えば市民と行政が協働する場合、立場が異なる。その立場が違う者同士が連携・協力する場合は、当然な

関谷会長

がら、話し合いをしない限りは、お互いに何を指してその事業をやろうとするのかが見えてこない。よく言われるのは、「目的の共有」ということだが、その中身はそのようなことである。

- 例えば、高齢者支援といっても、その中身は、市民が想定していることと行政が想定していることに、ずれがある。そのずれをうまく生かせるのか、ずれているから協力できないと言って終わらせてしまうのかで違いがある。私が見ている限りでは、違うから協力できないと言って、協働に発展していかないケースが多い。そのような意味で、プロセスの中に協議の部分を入れることが必要である。
- 「協議」といっても、あまり難しく考え過ぎないことである。例えば、先ほど「提案制度」という話があったが、私は県内の7~8か所で、審査のための第三者委員会を引き受けている。提案制度では、活動団体が、想いや経験、知識、スキルを持って提案してくる。それを、担当課に直接ぶつけると、だいたいうまくいかない。私がいくつかの自治体に提案し、実際に制度改正されたのは、事前の協議をつくったほうが良いということである。提案する側も、行政側でどんな事業をやっているのかを調べずに、ただ闇雲に思いだけを伝える提案では、市民活動としてやっていく分にはかまわないが、協働にはならない。
- 私は常々、「市民活動」と「協働」は区別すべきだと申し上げている。市民活動は市民の自主的な想いで、自由に活動するものであり、行政とは直接関係ない。提案団体は、少なくとも行政と連携するのであれば、行政がどんなことをやっていて、どういう部分でうまくいっていないのか、どんな部分で問題を抱えているのかを踏まえて、提案すべきである。担当課の方も、団体がどんな想いで、どんなことを責任持ってやれるのかということを知ろうとしないで、行政の枠組みに当てはまらないからと言って、対象外としてしまう。お互い、何を考えているのかを話し合うような場を、正式に提案する前に設けた方がよいのではないかとこの趣旨である。そのように制度改正したところは、意思疎通がとれるようになった。それも一つの「協働」である。
- もっと分かりやすく言ってしまうと、例えば産業まつりなどは、実行委員会がつくられ、早い段階から一緒になって議論が重ねられている。そういう部分は、改めて協議ということではなく、事実上できている部分である。それも「協働」である。
- いろいろな局面で、立場の違う者同士が話し合っ、それぞれ何ができるのか、どこが責任を持って進めるのかを、お互いに確認し合うというのが、「協働」のイメージである。
- 例えば、私が行政担当者であるとするならば、協議を重ねて、相手が責任を持ってやってもらえないと思えるところは、「あなたたちがやる部分ではない」という判断を下すかもしれない。逆に、「これだけのこと

を考えてやってくれるのであれば、パートナーとしてやっていける」、「思い切って委ねられる」という判断も出てくるかもしれない。

- 提案制度であれば、何年かの実績を積んで、本当にやれるところは、行政としても評価を上げていく。逆に、できないところは、評価を下げる。そのような幅を持たせながら考えていくというのが、私の「協働」に関するイメージである。
- 初めから完璧にできるところは、ほとんどないと思う。いろいろな運用を重ねながら、実績を積み上げていくことが重要である。それをつくり出すための契機をどう織り込むか。「協議」には、そういう意味合いがあることを、補足しておきたい。
- その上で、第18条についてさらなる議論をお願いしたい。第1項については、皆さんそれほど異論はないと思うが、この項だけでいいのか。第2項については、主語に「議会」を入れて、トータルに協働の推進にあたっていくとしたほうがいいのか。
- 具体的にどのような手法を織り込むかは、政策そのものの話であるから、条例に個別具体的にうたうことは難しいかもしれないが、少なくともいろいろな手法を取り入れていく上での、大元の部分をここに示せるかどうか。
- さらに、協働をうまく進めていくためのコツとして、いま申し上げたような「協議」という契機を入れた方がいいかどうか。それらを含めて、皆さんのご意見を伺いたい。
- 確かに、関谷会長がおっしゃられたように、第1項だけで終わってしまうと、協議を重ねて協働の事業が出来上がっても、どちらか一方に多くの重心が行ってしまい、他方に不満が残ってしまう。そうすると、2回目が出てこないの、「協議」ということは、改めて入れた方がいいと思う。
- 計画段階から、いろいろな情報を出していくかいかないと議論したときがあったが、行政は特に、新規事業を多くの人にとってよかれと思って立案し、早く実施したいと考えているので、制限時間を決めてしまい、それに追われて、十分な議論ができずに、見切り発車のような形になってしまう。そのあたりも覚悟の上で、今回の条例をつくるとすれば、やはり「協議を重ねて」という文言を入れて、時間がかかっても協働の事業をつくり上げるべき。
- 先ほどの議論で、市民が言うことを何でもかんでもやるべきと、私が言っていると理解されてしまっただけでは困るが、従来では行政にいろいろ要求して、やってくれる自治体は良い自治体、お金がないと言う自治体は悪い自治体というようなことがあった。私がこの条例で申し上げたいのは、市民が主権者であって、問題意識があるとするならば、そのパターンを踏まれては困るということである。

田中委員

- 往々にして、「主権者たる市民が言っていることに対して、なぜ応えてくれないんだ」ということになってしまい、予算も職員もお手上げになってしまう。今の茂原市もそうだが、予算がないので、やりたい事業もできないとなったときに、税率を制限税率まで上げてでもやってほしいというならばよいが、税負担は今のままで、違うところから予算を持ってこいというのでは成り立たない。
- 関谷会長がおっしゃったようなことも含めて、市民活動支援センターが行政と市民の橋渡し、いろいろな相談に乗って行政とグループの仲立ちをしていくことができるようなものであると良い。市民からすれば、どこが担当課なのか分からないこともあるので、できあがったものだけでなく、行政と市民の間の協働事業の橋渡しも、そのようなセクションで担当すべき。1 か所で適切に処理できるスタッフがいれば、違ってくるのではないかと思う。
- いま田中委員がおっしゃった市民活動支援センターも、協働に深くかかわってくる。協働がうまくいくのは、間がきちんとあるからである。直接だと、立場が違う者同士が衝突して、うまくいかない。間の制度設計をもう少しうまくすると、協働がスムーズにいく場合がある。これは個別の話であるが、そういうことも今後は必要になる。
- 「協議」ということが出ていたが、第 18 条第 1 項に「それぞれの役割を認識し」とあるので、その後に「協議を重ね」を加え、「協力して～」とつなげてはどうか。
- 個人的には、今のご意見に賛成である。
- 第 18 条第 2 項の解説に、「効果的に推進するため、市民活動支援事業や協働事業提案制度などの制度を整備する」とあるが、「協働」の資料の下に「市民の領域」「行政の領域」「協働の領域」の 3 つがある。自治会活動はどうなのかと考えた場合、「市民の領域」が現実にはとても追いつかない。実際に、せいぜい真ん中の「協働の領域」ぐらいである。自治会活動が、「市民の領域」までいくことがあり得るのかと思う。
- 自治会活動は、自助・互助・共助という順でステップを踏んでいくが、どう見ても、共助に鬆（す）が空いていて、「協働の領域」レベルどまりではないかと思う。それは、手法の部分であり、制度まではいかないと私は理解した。そういう視点で見ると、第 2 項は「制度の整備」だけでなく、「手法の整備」も、現実のステップとして書いてもいいのではないか。新しくつくるものであるから、いきなり理想形ではなく、もう少し段階的なものがあったもいいのではないか。行政の実力、自治会の實力から見た現実レベルのものを入れていった方がいいのではないかと思う。その上で、必要であれば変えていけばいい。
- 私どもの自治会長連合会で、自治会長を対象にアンケートを取り、いま自治会長はどういう悩みを持ち、どういうことに頼りたいかということ

関谷会長

森川委員

関谷会長
丸嶋委員

を聞いた。最も回答が多いのは、「行政から自治会活動の事例や手法を教えて欲しい」ということだった。行政を飛び越えて何かをしようという人は、私の知る限り誰もいなかった。自治会長の皆さんも高齢化しており、与えられたものをこなすのが精一杯である。自分から創造していくのは、とても無理であるので、一から行政に教えて欲しいということ望んでいた。

関谷会長

- 「市民活動支援事業」や「協働事業提案制度」というのは、自治会の立場で言えば、雲の上の話であって、もっと現実的な、真ん中の手法の部分を入れていただきたい。
- それぞれの立場によって、この「協働」という部分に何を期待するのかがかなり違ってくる。自治会であれば、いま丸嶋委員がおっしゃったようなことであるし、別の市民活動団体であれば、また別の思いがある。行政としても、行政の狙いがある。それぞれの立場で、違う狙いをうまく結び付けていくことができるようにするかどうかが、一番のポイントになる。
- 何らかの制度化を図るだけでなく、もう少しソフトの部分、制度も一つの手法ではあるが、いろいろなやり方やあり方をプロセスの中で考え、運用していくという形で捉える今のご指摘も、ごもっともだと思う。

河野委員

- 協議、プロセスという話だが、丸嶋委員がおっしゃったように、よく分からない方もたくさんいるので、例えば協働のプロセス、協議、会合の中身がいろいろ分かることによって、「自分たちにもできるかもしれない」と思ってくれる方がいるかもしれない。そういう面では、第3項として、「協議」を入れることに私は賛成である。
- 行政がやる手法と、市民がやる手法でいろいろあると思うが、行政がやろうとすることに乗っかることは良いが、市民から出してきたときには、場合によっては施策に合わずに拒否されてしまうとなった場合、なぜそれが拒否されたのかが分かると、どう協働を進めていけばいいのかが見えてくるかもしれない。そのような意味では、「中身が見える」ということはいいかもしれない。

関谷会長

- 提案してダメだったら、そこで終わってしまうパターンが多い。何が問題で、何が足りていないのかを学ぶ必要がある。学びと参加はスパイラル（渦巻き）である。初めから分かっている人はそうそういない。実情を知らないと、効果がある取り組みになっていけないので、学びながら臨んでいく必要がある。

永長委員

- 第18条第2項について、私ども行政サイドから考えて、主語は市ではないかと申し上げたが、田中委員のおっしゃったように、ここは総花的にうたい、市の役割については行政の章でうたえばよいというご意見には賛成である。
- 他の部分の主語には議会が入っておらず、ここだけに入っているという

点については、少し気になるところ。それだけ重要であるというのであれば、それでもよいが。

- 「協議」については、私どもは「連携・協力」の中に含まれるのではないかと考えたが、「協議」が重要であり、第 1 項に入れるということであれば、それでよろしいと思う。
- 丸嶋委員がおっしゃるとおり、制度だけではないということについても、マルシェ事業は制度ではなく、試験的に行っているものであり、手法の面も含めて取り組んでいる。
- 皆様のご意見を伺っていると、第 1 項はこれで良いとして、第 2 項には議会も含めて考え、「協議」という要素を入れることについても、特に異論はないようである。
- 先ほど森川委員にご提案いただいたように、第 1 項に入れるのもいいし、「協議」が協働を進めていく上での非常に大事な契機であるところらえていいのであれば、独立した第 3 項としてそれを盛り込むこともあり得る。次回までに、どのような形がいいのか、事務局においてたたき台を作成し、ご意見を伺ってまいりたい。
- 引き続き、議会の章については議論が続いているということであるので、後に回して、第 7 章の「行政運営の基本原則」に入ってまいりたい。
- この章は、分量的にはかなり多い。提言書では、第 25 条の「市長の役割と責務」から第 37 条の「国等との連携」までカバーされている。
- ざっと項目を確認したいが、第 25 条が「市長の役割と責務」であり、これは言うまでもなく、行政のトップである市長がどういう役割を果たすべきか、その役割と責務を明確に設けるという趣旨である。
- 第 26 条が「執行機関・公営企業管理者の役割と責務」であり、「執行機関等」と表現する場合もあるが、行政は議会で決まったことを執行する機関であり、その執行機関としての役割と責務がうたわれている。
- 第 27 条が「災害対策」、第 28 条が「職員の役割と責務」である。機関だけでなく、職員そのものの役割と責務をうたっている。
- 第 29 条が「市政の自浄」と提案されているが、これは不法行為等を防ぎ、健全さを維持するものである。
- 第 30 条が「行政組織の整備」ということで、どちらかという組織の運用面に入っていく話である。
- その中身として、第 31 条で「総合計画」がある。総合計画も、自治法が改正され、総合計画の立て方も自治体で自由に決めていいということになった。このあたりを、茂原市としてどうしていくのか。市政運営の根幹に当たるのが、この「総合計画」である。
- 第 32 条が「財政運営」、第 33 条が「監査」となっている。
- 第 34 条は「行政評価」であり、これは内部評価と外部評価の両方が問題提起されている。

- 第 35 条は「政策法務」であり、これは少し難しい言い方である。政策を進めていくための条例をつくっていくという、いわゆる地方立法の話である。あるいは、国の法律等を、茂原市としてどう解釈運用していくかということも含めて「法務行政」というが、その法務行政のあり方がこの第 35 条である。
- 第 36 条は「行政手続」、第 37 条が「国等との連携」である。
- 非常に多岐にわたった章になっており、それだけ多いということは、自治体運営のあり方の大半が行政になっているということである。これは、構造上そうなっているのだが、それだけ行政が果たす役割が非常に大きいということである。そのような中で、それぞれの役割をどう考えていくかというのが、この第 7 章である。
- 議論によっては、他の項目と重なる部分があるかもしれないが、そのあたりは多少見越しながら進めてまいりたい。
- 最初は「市長の役割と責務」から始まり、「執行機関の役割と責務」と続いている。ここに「災害対策」がなぜ入っているのかが少し疑問だが、「市長の役割と責務」、「執行機関の役割と責務」、「職員の役割と責務」が、第 7 章の最初のポイントになると思う。このあたりから議論を始めたい。
- まず、市民の会の皆さんから、端的にポイントをお話いただき、そこから議論を膨らませてまいりたい。
- 関谷会長のお話とは少し違ってくるかもしれないが、市の現状というものを少しお話しした方が、議論に入りやすいのではないかと思い、数字を申し上げたい。
- 平成 20 年度の市民アンケートで、平成 11 年と比較対照した中で、住環境の問題を取り上げてみると、「茂原市に住み続けたい」と答えた方は、平成 11 年は 79%、平成 20 年は 58%で、約 20%下がっている。「転居したい」という方は、平成 11 年は 19%、平成 20 年は 24%で、5%上がっている。転居したくてもできない人もいるが、この数字がいいかどうかは別として、このような現実がある。
- では、市民としては何があったら住み続けたいか、その第 1 位は医療と福祉である。第 2 位は安全・安心、その次は教育である。現実問題として知っておいていただきたいのは、働き盛りの人たちがまちから出て行っているということである。自治会の加入率も、以前申し上げたとおり、平成 5 年が 83%で、現在は 62%まで落ちている。
- このような現状を直視したときに、果たして行政がやっている事務事業が現状に合っているのかどうか。場合によっては、行政の施策は前例踏襲型、あるいは国から下りてきたものの踏襲となるので、実際にまちが望んでいることとずれてくる可能性があると思う。最近では、指定管理者制度ということで、行政から民間に移っている。このことは、逆に言

うと、最も重要な市民の生活目線が見えなくなっているかもしれないということが言える。香取市では地区担当職員制度を敷いて、それを補っているとのことだが、茂原市でも生活目線からずれた行政が行われているのではないかとも思う。

- 若い人たちが茂原市から離れているということは、住みづらい、子育てしづらいということである。新聞で見たが、「ママの悩み 途切れる支援 妊娠から子育てまで窓口一本化」という見出しの記事があった。そこまで国がやらないと、市町村は動けないということなのかもしれないと考えた。事業をやりたくても、前例踏襲、縦割り行政の弊害などで、できないという問題が起きているのかもしれないので、子育てから窓口を一本化しようという動きが出ている。
- ここでいろいろと討議していただきたいのは、行政の現在のあり方が、本当にこれでいいのかということである。そのようなことをベースにししながら、条例の議論をしていただければと思う。

犬飼委員

(条文朗読)

- 市民の会としては、第1項は、一般的・基本的な、重要なこととして挙げている。
- 第2項は、過去の事例などもあり、議会と市長が緊密で緊張感ある関係を保ってほしいという願いがかなり強くあり、この項目が入っている。
- 第3項については、時代がどんどん変化している中で、職員を育てることが重要な課題になっていると思う。採用、登用、配置を含めて、第3項を設けてある。

永長委員

- 市民の方が、行政に対して、いろいろな意見をお持ちであるということは承知している。特に、市長に対しての想いが強いのは理解できるが、ここはまちづくりのための条例であるので、もう少しシンプルにしているのではないかと思う。
- 第1項は、「市長は、市民の目線に立ち、住み良いまちの実現のため、公正かつ誠実に、市政を運営するものとします」とし、市民との協働の推進、健全な財政運営、職員の採用等は、他の項目に出てくるので、特に市長に科したいことがあるのかもしれないが、このくらいに定めていただければと思う。
- 第2項は、議会との関係であり、議会の章によって変わってくるかもしれないが、(1)~(7)のように細かくしなくてもいいのではないかと思う。読み上げると、「市長は、議会に対して、政策研究及び審議に必要な情報を適切に提供するとともに、緊密で緊張感ある関係を保ち、市政運営を行うものとします」という案ではどうか。
- 第3項については、内容が重複するので、削除でいいのではないかというのが、私どもの考えである。

関谷会長

- お手元に、「提言書と他市条例の比較」という資料があると思う。これ

も並行してご覧いただきたい。「市長の役割」から、それぞれの項目ごとに、比較している自治体がどんな文言を織り込んでいるのかが一覧になっている。

北田委員

- 小平市や一宮市は、非常に簡潔に述べているのに対して、県内で唯一自治基本条例が存在している流山市の場合は、提言書と同じように、かなりこと細かにうたっている。
- 市民の会から説明があり、永長委員から市の考えが提示されたが、市民の会の考え方について補足すると、第 25 条で「市民との協働、健全な財政運営に努める」という文言を入れたのは、皆さんもご存じのとおり、茂原市が負債を背負って、苦しい時代を過ごし、今も苦しい状態になったということを反省して、そこを強調したいという思いから、敢えて入れたものである。
- 一般的には、他の条文にあるので、これを入れなくてもいいということも言えなくはないが、市長は特にこのことについて肝に銘じてほしいという皆さんの意見、希望があって、こういう条文が入った。
- 第 2 項について言えば、議会との関係があると思うが、私どもが議会の傍聴をしていた中から感じるものとして、市から議案が提案された内容について、ここでうたっている(1)~(7)のようなことが説明されたこともあったが、多くの場合、そのような説明がない状況で、議案が審議されている。また、議員側からそれに対する質問もない。傍聴している方からすると、何を話しているのかが全く分からない状況である。そのようなことを考えたときに、ここに掲げた 7 項目程度は、条例を定めたり、一定の政策を実行したりするときには、チェックし、内容説明をしておいていただきたいという希望である。

関谷会長

- 市長の項目については、おそらくいろいろなご意見があるものと思うが、背景の一つを申し上げれば、今後地方分権というものが進んでいけばいくほど、市長の権限は非常に強くなる。自治体の自立を考えたときに、市長のリーダーシップが問われることになる。
- それが具体的にどこに形として現れるかということ、総合計画である。総合計画に、市長の公約やマニフェストの考え方がどれくらい反映され、行政全体として一貫して進められていくかが問われている。
- 行政サイドの権限が強くなるということは、裏を返せば、議会の役割が相当増えていく。そのような意味で、今後、二元代表制を実質的に機能させていかなければ、自治体運営はもたないという話になっていく。それが一つの背景としてある。その一翼としての市長の項目を、現在検討しているところであるが、抽象的にとどめるのかどうか。内容を細かく描けば描くほど、具体性が増す。具体性を持たせるべきかどうかが、判断のしどころであり、それも含めてご議論いただきたい。

三浦委員

- 私どもは、条例の形をつくることを意識して、市民の会の皆さんの思い

もできるだけ取り入れて、削除しないほうがいいところは削除しないと提案しているが、条例の形として見ると、(1)～(7)という書き方はどうなのかと考え、逐条解説の中で解説していけばいいのではないかと、できるだけシンプルにして、重複するところは1か所に載せればいいのではないかと考えて提案した。決して想いを消すということではなく、条例として沿うような形で提案させていただいたものである。

麻生副会長

- 提言書を見ると、そのとおりであり、至極もつともなことが書いてあるが、市長もわかりきっていることであるし、これをやらなければ、次は当選できないということにもなるのであるから、私も、あまり細かいことを書くのはどうかと思う。
- 例えば、例は違うが、優秀な子どもがいる高校は、校則にあまり細かいことまでは書いていない。言わなくても分かるからである。そういうことと同じではないかと思う。あまり細かく書くと、よその市から見て、茂原市の程度が疑われてしまうのではないかと。そこは市長の資質に任せて、議会もそれを見ているので、大まかな規定でいいのではないかと思う。

関谷会長

- ここを巡っては、いま麻生副会長がおっしゃったことは、一つの考え方としては大事な部分である。あまり市長の責務や役割を細かく書き過ぎず、その分チェックを厳しくするなど、実質的に中身を促していくという描き方もある。もう一つ、こと細かに描き、書いてあることはきちんとやるべきというように、条文で縛るというやり方もある。チェックを厳しくしていった方がいいのか、中身を細かく描いた方がいいのか、描き方としては両方あり得る。このあたりで皆さんのご意見を伺いたい。

森川委員

- 私も、条例はシンプルで、第2項の7つの項目も、市側の提案のとおり、逐条解説の方で説明するなり、定義づけするなりしたほうがいいと思う。

白土委員

- シンプルに書くということは賛成であるが、職員の研修についての項目を削った理由はどういうことか。やはり、職員の研修は必要だと思う。

永長委員

- 確かに、研修は必要である。第3項には組織のこともうたわれているが、研修のことが重要ということであれば、組織や人事のところに入れればいいのではないかと思う。市長の責務としては、シンプルにとどめておくべきと考える。
- 研修は不要ということではなく、市長の責務としては、第1項と第2項だけでいいのではないかという提案である。職員の配置や登用は大事であるが、それは組織や人事の項目に入れるべき。

白土委員

- トップが研修を命令するわけではないのではないかと。

永長委員

- 確かに研修は重要であるが、そうすると、他にもいろいろなことを入れなくてはならなくなる。そのような意味で、シンプルに必要なことを押さえておき、研修等は他の項目でうたうべき。市長は市の行政の全てに

- 責任を持つわけであるから、ここに研修を特出しするのはどうかと思う。
- 白土委員
- 長い文章は必要ないと思うが、やはり市長の役割として、研修が入った方がいいのではないかと思います。
- 永長委員
- そうお考えであるならば良いが、私どもはそこまで描く必要がないのではないかと考えたものである。
- 犬飼委員
- 第2項について、差し障りのない内容なのであれば、市長は4年任期で、替わり得るわけであるから、なおのこと置いておいた方がいいと思う。
 - 第3項については、白土委員の意見に賛成であり、市長は職員の任命権者である。採用、登用全てにおいて最上級の責任者であり、私は、研修の機会がこれからは欠かせない領域の一つだと思う。職員が自分で研さんする部分もあるかもしれないが、良い行政をしていくのには、そこをしっかりと保障しなければならないのではないかと思います。そのような意味で、第3項は必要だと思う。
- 千葉委員
- 市長は選挙で選ばれた人なのであり、それをこのように細かく規定するのは、おかしいのではないかと思います。
 - それがなくても、ここに書いてあることは、市長が実際にやっていることであって、新たに決めることはないと思う。
 - 市長の仕事をこのように縛ることは、選挙で選ばれた市長に対して、失礼ではないかと思います。
- 犬飼委員
- 確かに、市長は私たちが選んだ人であるが、全権を委任したわけではない。市民と市長のやり取りが必要である。
 - 議会の傍聴に行った人たちが「見えない」と言っているのであれば、市民が見える形にするべきではないかと思います。項目が具体的にあれば、その項目によってしっかりとチェックすることができる。当たり前のことであれば、当たり前としてきちんとやっていることを、明示してもいいのではないかと思います。
- 田中委員
- 「効果的、効率的で質の高い市政を執行する責務を有する」とあるが、具体的な執行について、いい加減に採用してやっているわけではない。行政は、前例踏襲という話もあったが、それにはその良さがあり、前の人たちがやったことを、後の人たちがひっくり返すと、周りが困ってしまう。
 - 職員も、新規採用から数年の間は、きちんと訓練を積ませる。それが、住民にとってプラスに作用するかどうかは、その後のいろいろな状況によるが、かなり研修は行っており、予算もかかっている。それゆえに、民間の会社からすると、予算がかかり過ぎであるから、民間委託せよということになり、わけのわからないまま、研修に参加することになりかねない。
 - このあたりについては、茂原市役所だけではなく、国なども含めて、民

間の方が聞くと、憤慨することもあるかもしれない。それは、全部が全部そうというわけではない。

- 最近の良い例では、国では税務署や法務局であり、ガラッと変わった。先日、行ったときに、とても親切に対応してもらった。今の職員は、かなりいろいろと勉強しており、憤慨する人がいないとは限らないが、第3項は、市長の責務として特出しする項目なのかと思う。
- 第2項については、なくてもいいのではないかとも思うが、このあたりはむしろ、議会との関係でどう考えるかである。
- 第1項については、市民の会の方の想いは分かるが、執行サイドで考えると、過去の首長も、赤字団体になってもいいという考えで財政運営を行ったわけではない。国から指導などを受けたくないから、一生懸命健全財政をやろうとするが、後発的な事情で、みんな後になってしまう。
- 合併すると、合併特例債があって、それをえさに食いついてしまう。だが、それは借金であって、後で返さなくてはならない。そのところを、首長も、職員も、住民も忘れてしまって、何でもかんでもつくってしまい、後で赤字団体になってしまうという状態なのではないかと思う。
- 市長も、人気取りでそのようなことをやっているのではなく、市民で拍手する人がたくさんいるから、やってしまう。それを議会で反対しようものなら、「みんなが賛成しているのに、なぜ反対するのか」ということになってしまう。
- そのあたりのことを考えると、今の市長も、過去の市長も、赤字になっていいと考えていた人は誰もいない。過去の茂原市の財政はこんなだから、医療も福祉もなっていないという話になってしまうと、前の人たちの施策で、今の我々が恩恵を受けていることもたくさんある。
- 端的に言ってしまうえば、線路の高架が良い例である。木更津市は、同じ頃に市になって、現在では茂原よりも財政状況が良いが、線路によってまちが分断されている。あちらの人たちは、「茂原市は、鉄道高架にしておいてよかった、我々が今それをやろうとすると、茂原市の10倍以上かけても予算が足りずにできない」と言っている。
- 以前の人たちが、そういうところにお金をかけてくれたおかげで、現在の茂原市がある。その恩恵の部分忘れてしまって、赤字をつくったから以前の市長は悪い人だと言ってしまうと、我々選んだ方としても、自分たちで選んだ人だから、責任を負っている。赤字の部分について、今までの税以外にもお金を出して、赤字削減をやらなくてはならないというくらいの気持ちでなければ、この話は困るのではないかと思う。
- そのような意味で、永長委員がおっしゃったように、「健全財政」という文言は削除した方がいいのではないかと思う。
- 予定の時間を過ぎたので、本格的な議論は次回としたいが、市長の部分については、あくまでもルールであるから、人ではない。「市長」とい

う「座」の問題である。誰が立候補して当選しようが、「市長」とはこういう存在なのだということを描くのがこの項目である。そこを、どこまで描くかがこの条文で問われてくる。

- こと細かく描く必要があるという考え方もあれば、まったくなしにしてしまうという考え方もあれば、必要最低限のことは盛り込んだ方がいいのではないかという考え方もある。そのあたりをもう少し議論を重ねながら、どこまで盛り込むべきかという議論を膨らませてまいりたい。
- 例えば、立派な市長が当選しても、職員が付いてこないということがあある。逆に、職員は優秀だが、市長がリーダーシップを取ってくれないという例もある。そのような場合、「市長とはこういう存在である」ということを描いておくかどうかで、そのあり方が変わってくる。そのあたりも含めて、「市長」という「座」がどういうものである必要があるのかを、どこまで描けるか、次回改めてご検討いただきたい。
- 同様に、第 26 条は、執行機関としての責務と役割である。機関としてどうあるべきなのかが、いま問われている。
- 執行機関の具体的な担い手である職員も、どうあるべきか。わざわざ市長と職員を別個に挙げているということは、先ほど申し上げたとおり、市長と職員は常に一枚岩であるとは限らないということである。いろいろなケースがあるので、だからこそ、それぞれの役割と責務を設けるといのが、近年の条例の策定傾向である。そのあたりも踏まえて、内容をご検討いただきたい。
- 次回は、第 7 章について本格的に議論に入りたい。どこまで行けるかは分からないが、いま申し上げた視点からのそれぞれの役割と責務、大まかに言って総合計画、財政運営のあたりが、ポイントになってくると思う。時間があれば、行政評価のあたりまで進められたらと思うが、そのあたりを目安に、第 7 章の全体の半分から 2/3 くらいまでを念頭に置きながら、議論を重ねてまいりたい。
- 本日もご確認いただいた第 18 条の協働及び行政の章の冒頭の論点については、取りまとめて皆様のお手元にお送りしたい。
- 次回は 10 月 10 日（金）に、また会場が変わって恐縮だが、502 会議室になるので、ご注意いただきたい。

事務局(企画
政策課主査)